

ひとい親家庭高等職業訓練促進給付金

適職に就くために必要な資格等を取得するため、養成機関で6か月以上修業する場合、「高等職業訓練促進給付金」を支給して経済的支援を行います。
また、修了後には「修了支援給付金」を支給します。

支給 対象者

市内に住所があり、20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母又は父子家庭の父で、以下の要件を全て満たしている方

- ①児童扶養手当を受給、または同様の所得水準にある方
(ただし、所得制限水準を超えても1年に限り引き続き対象となります)
- ②対象資格の取得が見込まれる方
- ③仕事と育児又は学業の両立が困難な方
- ④過去に当該給付金を受給していない方

対象 資格

(例)看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師等の国家資格やデジタル分野等の民間資格(原則として通学制の講座)



対象講座の検索はこちらから→<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>
(教育訓練給付制度厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム)

支給 金額

高等職業訓練促進給付金(最大4年間支給)

- ・住民税非課税世帯の方 月100,000円(最後の1年間は月140,000円)
- ・住民税課税世帯の方 月 70,500円(最後の1年間は月110,500円)

高等職業訓練修了支援給付金(修了後に支給)

- ・住民税非課税世帯の方 50,000円
- ・住民税課税世帯の方 25,000円

※住民票上は別世帯でも、同一住所に居住している場合は同一世帯とみなします。

事前 相談

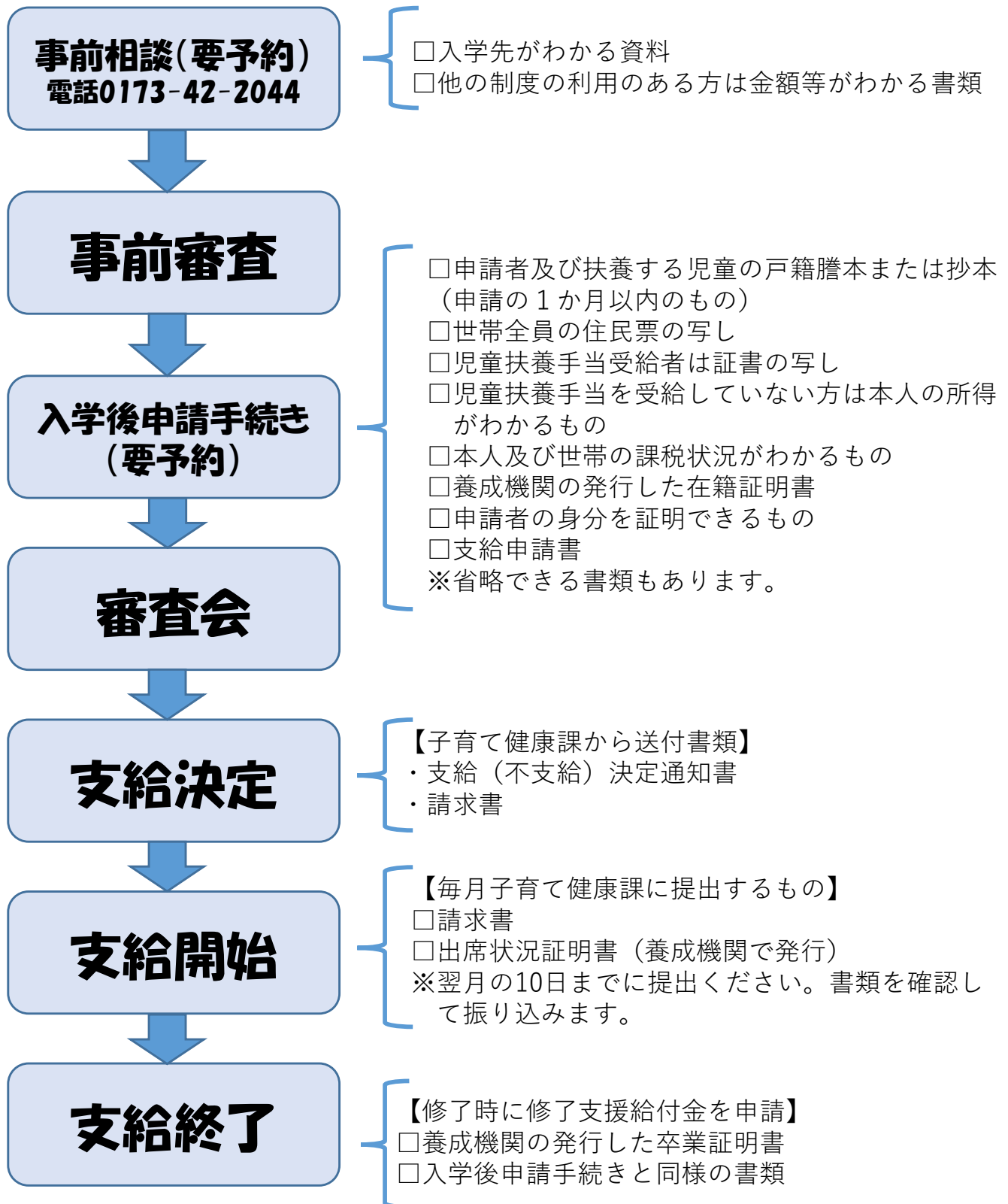
講座の申し込み前に必ず事前相談を受けてください(必須)。

- ・電話で予約をお願いします。
- ・対象資格や受給要件、現在の生活状況等の確認があります。
- ・学業を開始する年度の前年度の10月末日までに事前相談を受けてください。
難しい場合は、学業開始を予定した時点で速やかにご連絡をお願いします。

予約・お問い合わせ先

つがる市役所 子育て健康課(電話 0173-42-2044)

申請手続きの流れと請求手続き



【注意】

- ①受講途中で支給要件に変更があった場合は届出が必要です。
- ②受講途中で支給要件に該当しなくなった場合は給付金の支払いはできません。
- ③不正な手段より支給を受けた場合は支給額全額を返還していただきます。